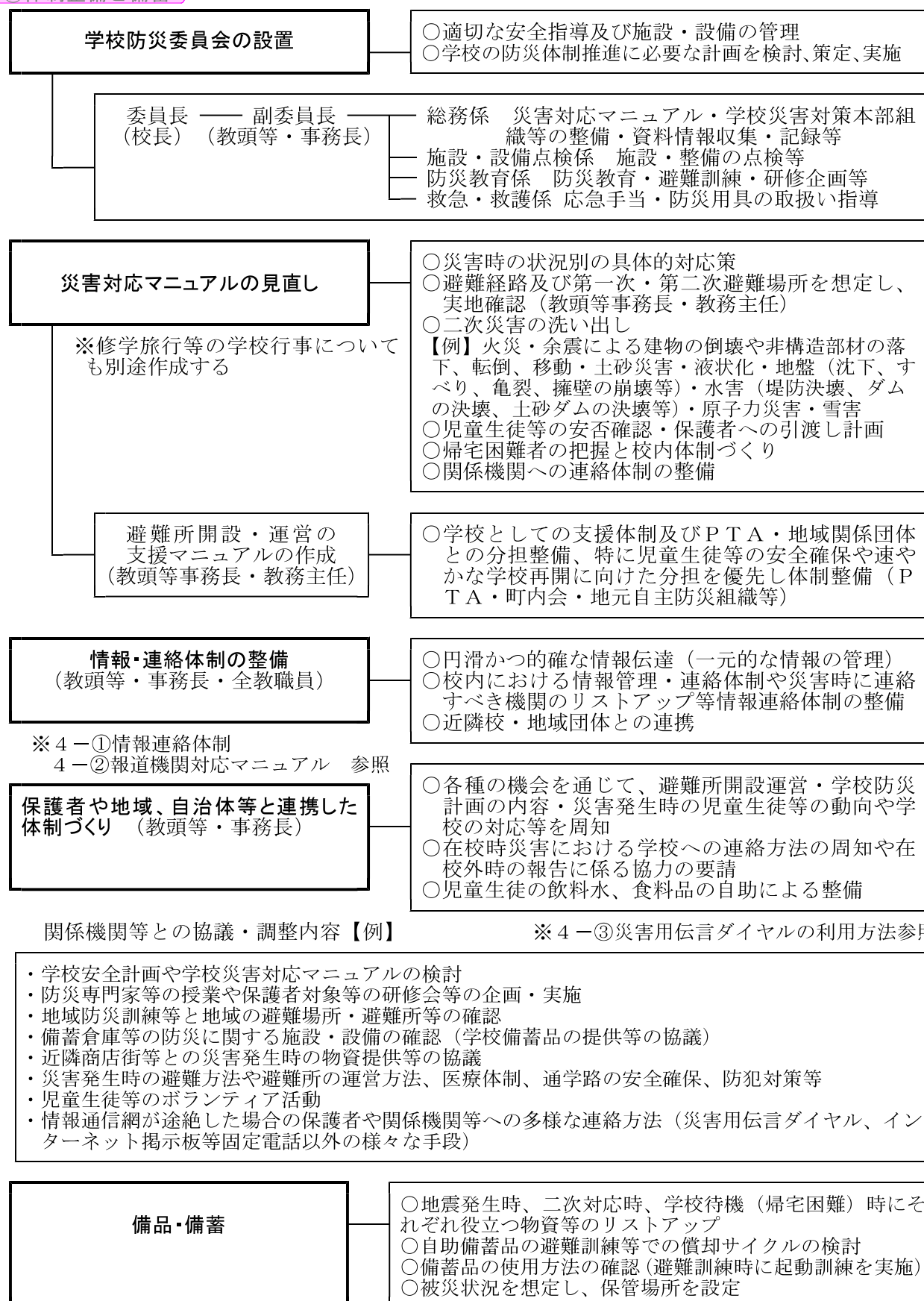


1 事前の危機管理（備える）

①体制整備と備蓄



②点検

学校施設、設備、避難経路、避難場所等の点検・整備 (教頭等・事務長・技師・保健主事)

- 石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所等及び校地内の施設・設備全般の点検実施
(定期・臨時・日常点検)
- 消防法に基づく点検・整備
- 学校保健安全法施行規則 28・29 条に基づく点検・整備

非構造部材点検項目【例】

- ・天井 天井材（仕上げボード）に破損等の異状は見あたらないか
- ・照明器具 照明器具に変形、腐食等の異状は見あたらないか
- ・窓ガラス 窓ガラスにひび割れ等の異状は見あたらないか
- ・外壁（外装材） 開閉可能な窓のクレセントはかかっているか
外壁にひび割れ等の異状は見あたらないか
- ・収納棚など 書棚等は取付金物で壁や床に固定しているか

文部科学省『学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック』参照

避難経路・避難場所の点検【例】

- ・分かりやすい案内板や表示があるか
- ・避難経路に障害物がないか
- ・災害種、状況に対応した複数の経路と場所が確保されているか
- ・児童生徒等の特性や発達段階を踏まえているか
- ・地域の自然的環境や社会的環境を踏まえているか
- ・近隣住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか
- ・実地見分を行って確認されているか（通学路や修学旅行等の校外活動場所含む）
- ・学校等の定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知しているか

※耐震状況等の点検結果について、情報を教職員間で共有しておく

防災上必要な用品等の点検・整備 (教頭等・事務長・教務・管理主任)

- 保管場所の把握（帰宅困難者対策備品を含む）
- 重要書類等を適切に保管
校長印・学校沿革誌・卒業証明書台帳・指導要録・人事関係書類等

③指導

防災教育の実施 (教頭等・全教職員)

- 「自分の身は自分で守る」ために必要な知識・技能・態度の習得に主眼を置いた、教科等の時間を含めた指導
- 児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の実施
- 地域の実情に応じた多様な状況を想定した避難訓練の実施
- 家庭・地域とともに考える防災教育の実施

避難訓練【例】

- ・緊急地震速報に対応する訓練
- ・地震動を感知し、身の安全を守る訓練
- ・地震動終息後、より安全な場所に移動する訓練
- ・保護者への引渡し訓練
- ・帰宅困難者対策用備蓄品（発電機等）の活用訓練

※ハザードマップ等の活用

④その他

教職員研修等

- 事前・発生時・事後の三段階の危機管理に対応した校内研修
- 教職員研修用資料DVD「子ども（生徒）を事件・事故災害から守るためにできることは」（文部科学省）等の活用
- 地域や関係機関・団体の人材等の活用

研修内容【例】

- ・マニュアルに基づく、地震、火災などに対応した防災避難訓練
- ・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- ・教職員及び児童生徒等の安全確保と安否確認の方法
- ・児童生徒等の引き渡し等の方法
- ・児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置づけ、教育内容、教材等に関する共通理解
- ・心のケア
- ・避難訓練時等の備蓄品活用手順等の確認